

旧田幡保育園跡地地下水調査業務委託

報 告 書

平成 29 年 5 月

土壤汚染対策法指定調査機関 2003-4-1053
計量証明事業愛知県知事登録第285号
三 協 熱 研 株 式 会 社

〒462-0063 名古屋市北区丸新町453番地

電話 (052)902-0007
FAX (052)902-1010

1. 調査の概要

1.1 調査概要

(1) 調査名称

旧田幡保育園跡地地下水調査業務委託

(2) 調査場所

旧田幡保育園跡地
名古屋市北区柳原三丁目605番

(3) 調査目的

本調査の対象地である旧田幡保育園跡地において、その土壌から基準値を超える「砒素及びその化合物」が確認されたため、対象地は市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例で定める形質変更時届出管理区域に指定されている。その解除に向けて、平成29年3月に汚染土壌の掘削除去を行ったが、その際に「砒素及びその化合物」が対象地の地下水に影響を与えていないか確認する必要があるため、その調査を実施する。

(4) 調査期間

平成29年4月14日～平成29年5月31日
(試料採取日:平成29年4月27日)

(5) 参考とする法令・指針等

- ・ 土壌汚染対策法(平成14年5月29日 法律第53号)
- ・ 土壌汚染対策法施行令(平成14年11月13日 政令第336号)
- ・ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日 環境省令第29号)
- ・ 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法(平成15年3月6日 環境省告示第17号)
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年3月15日 条例第15号)
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則(平成15年9月10日 規則第15号)
- ・ 名古屋市土壌汚染等対策指針(平成15年9月30日 告示413号)

(6) 調査機関・担当者

三協熱研株式会社
〒462-0063 名古屋市北区丸新町453番地
TEL 052-902-0007
FAX 052-902-1010
環境省 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 2003-4-1053
計量証明事業 濃度計量証明事業愛知県登録285号
担当者 : 土壌汚染調査技術管理者 [REDACTED] (交付番号 [REDACTED])

1.2 調査の位置づけ

調査対象地は、平成27年11月～平成28年3月の調査で、1ヶ所の単位区画(Ba①)で深度2mまで、「砒素及びその化合物」による土壌汚染が判明した。

その後、平成29年3月に汚染土壌の掘削除去を行ったが、その際に「砒素及びその化合物」が対象地の地下水に影響を与えていないか確認する必要がある。

本調査は、自主調査であるが、調査方法は、前述の法律や条例に準拠し実施する。

1.3 調査対象物質

第二種特定有害物質 砒素及びその化合物

1.4 調査数量

採取地点数及び検体数は下表の通りである。

*別図 地下水調査地点図参照

項目	数量	備考
地下水調査	1検体	区画Ba①

2. 調査の方法

2.1 試料採取方法

試料採取の方法は、「**土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン**(平成22年環境省)」に準拠して実施した。

(1) 地下水試料

地下水採取のためのボーリング深度は、最も浅い位置にある帯水層から地下水が採取できる深さとし、ボーリング孔に井戸材を挿入し直接試料を採取した。

2.2 測定分析方法

(1) 地下水試料

「**地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法**(平成15年3月6日 環境省告示第17号)」に基づき実施した。

測定方法を表2.1に示す。

表2.1 地下水試料の測定方法

調査項目の種類	測定方法
砒素及びその化合物	JIS K 0102 61.2 (水素化物発生-原子吸光法)

3. 調査の結果

3.1 測定分析結果

(1) 地下水の測定分析結果を表3.1に示す。

表3.1 地下水の測定分析結果

単位:mg/L

調査対象	定量下限	地下水基準	砒素及びその化合物	備考
地下水	0.005	0.01	N.D.	地下水位-4.88m

備考:定量下限値未満の数値はN.D.と表記した。

3.2 まとめ

本調査の調査結果を以下にまとめた。

(1) 地下水調査

区画(Ba①)での砒素及びその化合物の調査結果は、定量下限値(0.005mg/L)未満で、土壤汚染対策法の地下水基準値(0.01mg/L)以下であった。

参考文書

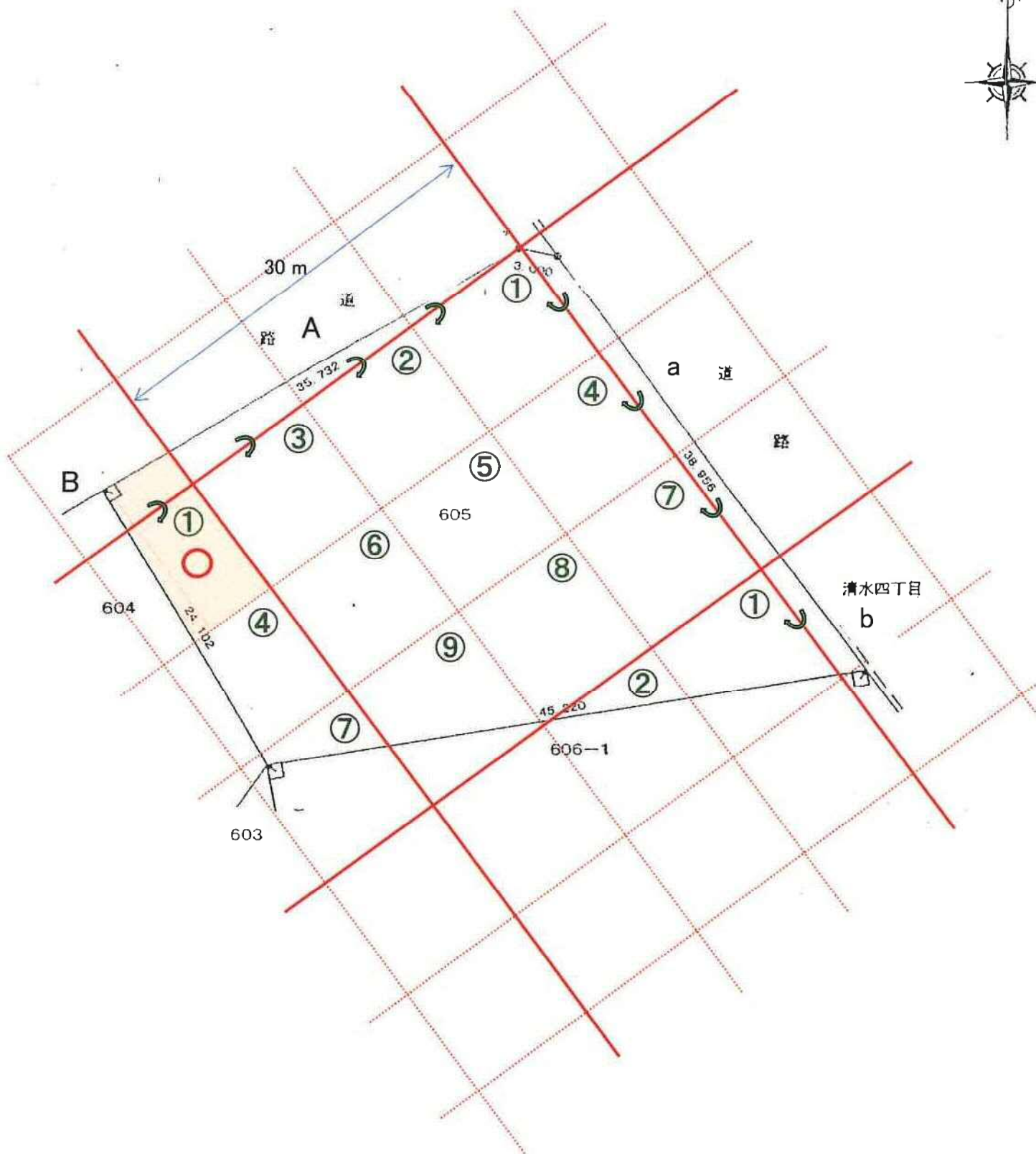
旧田幡保育園跡地土壤汚染状況調査業務委託 報告書(HD15025号)

(H27年12月 三協熱研株式会社)

旧田幡保育園跡地土壤汚染詳細調査業務委託 報告書(HD16007号)

(H28年3月 三協熱研株式会社)

別図 地下水調査地点図



 形質変更時届出管理区域

 地下水調査地点

 合併区画記号

計 量 証 明 書

・ 地下水

計 量 証 明 書

第 1704270072-1/2 号

平成 29 年 5 月 9 日

名古屋市長 様



計量証明事業愛知県知事登録 第288号

ノザキ株式会社

名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3552番地

検査室： 名古屋市中村区長箴町1丁目70番地

TEL <052>412-2281 〒453-0839

環境計量士

平成 29年 4月 28日に受入れた下記の試料に対する計量の結果を次のとおり証明します。
三協熱研株式会社が採取し出張受取した試料に対し計量証明を行なったものです。

試料の種類	地下水			
計 量 の 対 象	計量の結果	計量の方法	特記事項	
砒素及びその化合物 (mg/l)	0.005 未満	裏面一覽表の 第 018-09 番の方法		
—以下余白—		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		
		裏面一覽表の 第 番の方法		

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあつては、当該工程の具体的内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

該当なし

計量証明にかかわらない事項

採取場所 名古屋市中村区柳原三丁目605番 旧田幡保育園跡地 Ba①/採取日 平成29年4月27日/採取時間 11時0分/天候 晴

計量の方法一覧表

第 1704270072-2/2 号

番号	計量の対象	計量の方法
018-09	砒素及びその化合物 -以下余白-	JIS K 0102 61.2に定める方法 (水素化物発生-原子吸光法)

表現方法:JIS→日本工業規格 規格→日本工業規格K0102-2013 環告→環境庁告示